

第8回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年8月8日(水) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏 ・ 野々村 貢
江崎 和浩 ・ 松野 芳正 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲
國井 忠男 ・ 古田 薫

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 西垣 隆 ・ 清水 健吉

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 臼井 正典 ・ 塩谷 芳美
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行
岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 林 俊朗
福井 正弘 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一
山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
主任主事 大嶽 紘代 主任主事 小栗 照之
主任主事 川口 尚杜 主事 坂口 由充加

議 案

第 5 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

第 5 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 5 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

第 5 5 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

第 5 6 号 下限面積（別段面積）の設定について

議 長

それでは、平成 3 0 年第 8 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、1 8 名中 1 5 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 1 8 番、古田薫委員、議席番号 1 9 番、松野芳正委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 5 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 5 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的と

する権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2 ページをお願い致します。

申請明細 1 番、木田地区からの申請内容は、使用貸借による権利の設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、借人は田を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細 2 番、木田地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 3 番、市橋地区からの申請内容は、競売による田の所有権の移転です。岐阜地方裁判所におきまして担保不動産競売による期間入札が実施されました。本年 5 月に開催されました総会におきまして、農地の買受適格者である旨の意見決定をいただきました出願者が、入札の結果、最高価買受申出人となり許可申請書が提出されました。

申請内容を確認しましたところ、買受適格証明の内容と異なる項目がありました。当該地の南側一部に隣地の宅地が越境していたため、分筆を行い、土地の形状が変わりましたので再度審議をお願いするものです。

申請明細 4 番、日置江地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 5 2 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番及び 2 番の木田地区の申請については、担当地区の西垣隆委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

申請明細 1 番について、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培される予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。
また、農機具なども事務局員が確認してございます。

なお、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題が無いとのことであります。

また、申請明細2番については、高齢の為、農業経営を廃止する譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転をするものであります。

7月18日に木田地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。申請地では野菜を栽培する予定とのことです。譲受人は、木田地区と島地区で、野菜を栽培しており、農業経験も豊富です。

地域の取り決めも理解しており、許可については問題ないと考えているとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ3番の市橋地区からの申請については、担当地区の永田昭三委員、御説明をお願いします。

永田委員

事務局が説明したとおり、申請人は競売で落札されましたが、土地の一部が宅地となっていたため、宅地部分を分筆することとなり、土地の形状が変わりますので今回の申請となりました。

3条買受申請時の4月24日に最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行っており、その時に、地域の取り決めも守っていただけるということを確認しておりますので、土地の形状は変わりますが、地元といたしまして、問題は無いと考えます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番の日置江地区からの申請については、担当地区の江崎和浩委員、御説明をお願いします。

江崎委員

7月13日に事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地においては水稻の栽培を行う予定とのことです。農業用機械についても確認しております。

相続をして既に隣地を耕作しており、地域の取り決めも十分理解している方ですので、地元として許可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

議案第52号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

4ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では農家住宅が1件、貸駐車場及び資材置場が1件、再生エネルギー発電施設が1件、その他1件、合計4件で、転用面積は田751平方メートル、畑1,832平方メートル、計2,583平方メートルとなっております。

5ページをお願い致します。

申請明細1番、黒野地区の申請内容は、所有権移転による太陽光発電施設への転用です。宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細 2 番、方県地区の申請内容は、使用貸借による権利の設定による農家住宅への転用です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。ただし、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の 2 分の 1 以下のため、許可し得るものです。

申請明細 3 番、西郷地区の申請内容は、所有権移転による太陽光発電施設への転用です。宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超える街区の中に位置しているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細 4 番、三輪地区の申請内容は、賃借権の設定による駐車場への一時転用です。申請地は、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農振農用地です。ただし、一時的な利用であることや、他の農地に支障が無いと思われることから許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第 53 号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第 54 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第 3 条の 3 届出 25 件、第 4 条届出 13 件、第 5 条届出 53 件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 54 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定に

よる農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。
初めに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

7ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました25件の内訳は、

田が37筆29,380.50平方メートル、

畑が31筆12,230.28平方メートルで、

計、68筆41,610.78平方メートルでありました。

続きまして8ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が1件、集団住宅その他が6件、店舗等施設が1件、貸駐車場及び資材置場が5件、合計13件で、面積と致しましては、田畑合計で5,808平方メートルとなっております。

受理明細は9ページから12ページに記載しております。

続きまして13ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が22件、集団住宅その他が17件、学校用地が1件、工業及び鉱業用地が5件、店舗等施設が6件、農林漁業用施設が1件、貸駐車場及び資材置場が1件、合計53件で、面積と致しましては、田畑合計で29,018.01平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、14ページから27ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年7月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第54号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第55号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する

る適格者証明願の審議について、今回の出願は4件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第55号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

29ページをお願い致します。

今回は、4件提出されており、特例適用農地面積は、畑が8,001平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第55号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第56号、下限面積の設定について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

議案第56号、下限面積の設定について説明させていただきます。

これは、農地法第3条許可による農地の権利を取得あるいは権利の設定を受ける場合の許可基準にある最低経営面積の設定について、御審議いただくものであります。

本市におきましては、農地法施行規則第17条第1項の規定に基づき、別段の面積基準として40アールと定めておりますが、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」

におきまして、農業委員会は毎年、別段の面積の修正の必要性を審議することとされております。

農地法施行規則においては、設定する別段の面積未満の農地を耕作する者の数が、総数の概ね4割を下らないように算定されるものとされておりますが、本市の直近の農地台帳の集計結果によりますと、農家要件を満たす10アール以上の耕作面積を有する農家は6,119世帯となっております。その内、10アール以上40アール未満を耕作する世帯は、3,570世帯であり、その占める割合は約58.3パーセントとなり、規則に定める「おおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること」に適合しております。

また、同規則第17条第2項では、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在する」場合は、新規就農を促進するために相当と認められる面積とされておりますが、本年第4回の総会議案の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の法令事務のうち、「遊休農地に関する措置」にてお示ししておりますが、昨年度の農地利用状況調査の結果、平成30年3月末現在、管内の農地面積3,970ヘクタールに対し遊休農地面積は20ヘクタールで、その割合は約0.5パーセントに留まっており、該当しないものと考えております。

これらのことから、現在設定している別段の面積40アールは適当であると考えておりますので、御審議の程よろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第56号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区、岩地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在、埋戻し作業が行われており、7月31日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。作業状況も良好です。

今後は農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区及び芥見地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

岩地区内2件及び芥見地区内1件の砂利採取の状況を報告致します。

7月31日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行っております。

まず、岩滝西2丁目地内の砂利採取地につきましては、堆積されていた土が岩滝西3丁目地内の砂利採取地に埋戻しされたことを確認しました。現在は心土の高さなどの調整を行っており、8月末までに表土の埋戻しを行う予定と聞いております。

次に、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、特に問題なく埋戻し作業が行われています。

最後に、芥見嵯峨2丁目地内の砂利採取についてですが、採取のための掘削作業に先立ちまして、今週から周辺的安全フェンスの設置、表土の移動など掘削のための準備を行う予定と聞いております。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行っていくとのことですので。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区、岩地区及び芥見地区については今後も引き続いて中間報告をお願いしたいと思います。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後3時30分閉会を宣す。